

# 平成26年度実施施策の政策評価の概要

原子力規制庁  
長官官房総務課

# 政策評価書とは

施策名												
施策の概要												
達成すべき目標												
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度							
		予算の状況 (百万円)	当初予算(a)									
			補正予算(b)									
			繰越し等(c)					(※記入は任意)				
	合計(a+b+c)					(※記入は任意)						
執行額(百万円)						(※記入は任意)						
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)												
測定指標	指標A	基準値	実績値						目標値	達成		
		○年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	○年度				
	年度ごとの目標値											
	指標B	基準	施策の進捗状況(実績)						目標	達成		
		○年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	○年度				
年度ごとの目標												
指標C	施策の進捗状況(実績)						目標	達成				
							○年度					
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)										
	施策の分析											
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】										
学識経験を有する者の知見の活用												
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報												
担当部局名	作成責任者名 (※記入は任意)	政策評価実施時期										

- 政策評価は、事前に設定した事前分析表を用いて行う。
- 事前に作成した事前分析表において、施策の進捗状況の測定指標、それらの達成手段等について設定している。

## 【施策の分析】

- 施策に係る問題点のほか、事前分析表に達成手段として掲げた事業が、達成すべき事業へ有効かつ効率的に寄与しているか、及び外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響について分析を行った結果を記入するよう努める。

## 【次期目標等への反映の方向性】

- 施策の達成すべき目標及び測定指標の目標の妥当性を検証し、必要な場合には見直しを行い、今後の課題や当該施策に係る問題点を把握した上で、次期の施策の新たな達成すべき目標及び測定指標の新たな目標の在り方について記入するよう努める。

# 平成26年度政策体系について

政策目標 (上位目標)	施策目標 (中位目標)	実施すべき具体的施策例 (測定指標を設定し、評価を行う)	達成手段 (行政事業)
----------------	----------------	---------------------------------	----------------

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守る

原子力規制行政に対する  
信頼の確保

- 規制当局としての独立性・中立性・透明性の確保
- 原子力規制行政に必要な人材の確保と育成
- 組織・業務の不断の見直し・改善
- 諸外国及び国際機関との連携・協力

原子力規制情報  
広聴・広報  
事業委託費  
等

原子力の安全確保に  
向けた技術基盤の構築

- 最新の技術的知見に基づく原子炉等規制法に係る規制基準の不断の見直し
- 最新の技術的知見取得のための安全研究の推進

発電炉シビアアク  
シデント安全設計  
審査規制高度化  
研究事業  
等

原子力施設等の規制  
及び安全性の向上

- 東京電力福島第一原子力発電所の安全確保に向けた取組
- 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制制度の見直し
- 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施

原子力安全情報に  
係る基盤整備・分  
析評価事業  
等

原子力災害対策及び  
放射線モニタリング対策  
の充実

- 最新の技術的知見に基づく原子力災害対策指針の見直し
- 環境中の放射線及び放射性物質の水準の適切な監視と関係者の適切な活用を可能にする情報提供
- 原子力規制委員会における危機管理体制の整備・運用

海洋環境放射能  
総合評価委託費  
等

核セキュリティ対策及び  
保障措置

- 核セキュリティ対策の強化
- 保障措置の着実な実施

原子力発電施設等  
核物質防護対策  
等

# 施策目標：原子力規制行政に対する信頼の確保(1/2)

目標達成度合いの測定結果：目標達成

判断根拠：以下のすべての測定指標について目標を達成したため。

測定指標	施策の達成状況
会議の公開、会議資料及び会議映像の公開の割合	【目標値：100%】 原子力規制委員会及び各種検討会合等の会議の公開の割合について、議事運営要領等により非公開とされるものを除き、100%公開した。
ホームページの利用のしやすさ	【目標値：JIS規格の等級Aの達成】 約2万ページある原子力規制委員会のホームページからランダムにJIS試験を実施し、JIS試験を受けたページについては、総務省の提示するJIS規格の等級Aを達成した。
組織体制の強化	平成26年10月14日、政府全体の原子力防災体制の充実・強化に伴い、従前の放射線防護対策部を廃止し、核セキュリティ・核物質防護、放射線対策等の業務を総括する審議官として、核物質・放射線総括審議官を長官官房に新たに設置し、核物質・放射線総括審議官の下に放射線防護グループを設置した。 平成27年1月15日には、原子力発電所周辺地域における緊急時モニタリング体制を充実・強化するため、5人の定員を措置した。
国際機関や国内外の大学や研究機関との人事交流	平成27年度3月時点で、研究機関・海外の機関から22名を受け入れているとともに、留学を含め委員会職員15名を研究機関や、IAEA・米国NRC等の国内外の機関に派遣した。
主要国及び原子力導入新興国との協力に関する取決め等の締結等	ドイツ連邦環境・自然保護・建設・原子炉安全省(BMUB)、ベトナム原子力・放射線安全庁(VARANS)、トルコ原子力庁(TAEK)、リトアニア原子力安全検査局(VATESI)との規制情報交換協力に関する覚書を作成した。
総合規制評価サービス(IRRS)対応	IRRSのレビューを受ける各種テーマに関する自己評価を開始し、自己評価書の作成及び自己評価の過程で浮き彫りにされた課題に対する改善措置の実施に取り組むなど、IRRSの受入れに必要な各種作業を進めた。
職員研修プログラムの策定・運用	職員の専門性を向上させるため、各種研修プログラム等を設け、基礎知識の習得や専門性及び国際性の向上を図るための研修等を実施した。

# 施策目標：原子力規制行政に対する信頼の確保(2/2)

## 【施策の分析】

原子力規制行政に対する信頼が確保されているか否か定量的に分析することは難しいが、信頼の確保のためには、独立性・中立性・透明性の確保、人材の確保・育成、組織・業務の不断の見直し・改善、組織体制の強化並びに諸外国及び国際機関との連携・協力を欠かすことはできず、これらを目的とした行政事業(原子力規制情報広聴・広報事業委託費等)を実行することは、目標達成に寄与していると考えられる。

## 【次期目標等への反映の方向性】

原子力規制行政に対する信頼の確保は原子力規制委員会の組織理念にも謳われており、今後も施策目標として維持する。

また、測定指標については、現行の測定指標の内容を維持しつつ、平成27年度から本格運用が開始された原子力規制委員会のマネジメントシステムにおける、中期目標及び年度重点計画との整合性を図る。

# 施策目標：原子力の安全確保に向けた技術基盤の構築(1/2)

目標達成度合いの測定結果：目標達成

判断根拠：以下のすべての測定指標について目標を達成したため。

測定指標	施策の達成状況
安全研究の成果の反映を含めた規制基準等の策定、見直しを図った件数	【目標値：6件】 平成26年度は、「原子力規制委員会における安全研究について」(平成25年9月25日原子力規制委員会)において示された必要な研究分野を踏まえ、41件の安全研究プロジェクトを実施し、当該安全研究の成果の反映を含め、計19件の規制基準等の策定、見直しを図った。
規制に活用する観点から安全研究等を通じて蓄積された技術的知見を取りまとめた件数	【目標値：25件】 上述した安全研究を通じて蓄積された知見を、NRA技術報告、論文及び学会発表の形で計67件取りまとめた。
安全研究を通じて蓄積した知見を個々の審査等に活用した件数	【目標値：5件】 上述した安全研究の成果を取りまとめたNRA技術報告や個別の解析結果等について、計14件の個々の審査等に活用した。

# 施策目標：原子力の安全確保に向けた技術基盤の構築(2/2)

## 【施策の分析】

施策目標である「原子力の安全確保に向けた技術基盤の構築」に向け、平成26年度は、「原子力規制委員会における安全研究について」(平成25年9月25日原子力規制委員会)において示された必要な研究分野について、41件の安全研究プロジェクトを実施した。安全研究を通じて蓄積された技術的知見を取りまとめた件数や安全研究の成果の反映も含めた規制基準等の策定、見直しを図った件数が目標値を超えており、行政事業(発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業等)が施策目標の達成に寄与していると考えられる。

## 【次期目標等への反映の方向性】

組織理念にも謳われている、世界最高水準の安全を目指すためには、最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、それに基づく原子炉等規制法に係る規制基準の不断の見直しを行うことが重要であり、今後も施策目標として維持する。

また、測定指標については、現行の測定指標を維持しつつ、平成27年度から本格運用が開始された原子力規制委員会のマネジメントシステムにおける、中期目標及び年度重点計画との整合性を図る。

# 施策目標：原子力施設等の規制及び安全性の向上(1/3)

目標達成度合いの測定結果：目標達成

判断根拠：(以下のすべての測定指標について目標を達成したため)

測定指標	施策の達成状況
原子力災害対策特別措置法 第10条による通報件数	<p>【目標値：すべて0件】</p> <p>平成26年度中は、原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に基づく通報件数は0件だった。また、公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数は、INESレベル4以上の発生件数を対象としており、平成26年度中は、0件だった。</p>
原子力災害対策特別措置法 第15条による通報件数	
公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数	
原子力・放射線施設の 審査・検査等の実施	<p>新規制基準に係る適合性審査(15発電所24炉、核燃料施設等8事業者19施設)を実施し、川内原子力発電所1・2号炉、高浜発電所3・4号炉について、設置変更許可を行った。また、川内原子力発電所1号炉については工事計画の認可を行い、使用前検査を開始した。また、原子力発電所の高経年化技術評価について、女川原子力発電所1号炉、高浜発電所1・2号炉について高経年化対策制度に係る保安規定変更申請を認可した。</p> <p>さらに、敷地内破砕帯調査を実施し、敦賀発電所、東通原子力発電所については評価書を原子力規制委員会に報告した。</p> <p>このほか、放射線障害防止法に基づき、約18,000件の申請・届出等を受理し、審査を厳正に実施するとともに、約280件の立入検査を実施した。</p>



# 施策目標：原子力施設等の規制及び安全性の向上(2/3)

測定指標	施策の達成状況
東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価	当該発電所に係る実施計画の変更については、平成26年度中に、凍土方式遮水壁工事の一部や敷地境界における実効線量(評価値)の変更等について38件を認可した。 また、東京電力福島第一原子力発電所の安全上の観点からの優先順位を明確にするとともに、完了した措置と更なる取組を要する措置がわかるようにすることを目的として、労働環境の改善等の取組も含む中期的リスクの低減目標マップを決定した。
安全文化醸成を始めとした安全性向上に関する取組の促進	国全体としての安全文化の浸透と、その基礎に立った安全性向上に関する取組の促進を図るため、計6社(九州電力、四国電力、関西電力、北海道電力、東京電力及び中部電力)の経営責任者との間で意見交換を行った。

# 施策目標：原子力施設等の規制及び安全性の向上(3/3)

## 【施策の分析】

施策目標である「原子力施設等の規制及び安全性の向上」については、原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条による通報件数並びに公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数を測定指標として掲げている。平成26年度はこれらの件数が0件であった。今後ともこれらの件数が0件になり、施策目標が達成できるよう、行政事業(原子力安全情報に係る基盤整備・分析評価事業等)を活用していく必要がある。

また、平成26年度は、新規制基準に係る適合性審査、使用前検査、高経年化技術評価、敷地内破砕帯調査、放射線障害防止法に基づく審査・検査並びに東京電力福島第一原子力発電所に係る実施計画の審査及び検査について厳正かつ適切に行ったほか、委員会と6事業者の経営責任者との意見交換を通して事業者における安全性向上のための自主的取組を促進しており、施策目標の達成に寄与していると考えられる。

## 【次期目標等への反映の方向性】

原子力施設等の規制及び安全性の向上は、原子力・放射線施設における事故を未然に防止するための原子力規制委員会の根幹的な本務あり、今後も施策目標として維持する。一方、東京電力福島第一原子力発電所の監視・評価については、他の施設とは異なり、リスクの低減を図りつつ、廃炉に向けた計画的な取組を進める必要があることから、別途施策目標を掲げる。

また、測定指標については、現行の測定指標を維持しつつ、平成27年度から本格運用が開始された原子力規制委員会のマネジメントシステムにおける、中期目標及び年度重点計画との整合性を図る。

# 施策目標：原子力災害対策及び放射線モニタリング対策の充実(1/2)

目標達成度合いの測定結果：目標達成

判断根拠：以下のすべての測定指標について目標を達成したため。

測定指標	施策の達成状況
原子力災害対策指針に基づく原子力事業者の防災訓練の実施	【目標値：39事業所】 原子力事業者は防災訓練を行いその結果を原子力規制委員会に報告することとされている。平成26年度は、39事業所全てから防災訓練の報告を受けた。
環境モニタリング結果の解析・公表	【目標値：50回】 環境モニタリングについて、平成26年度中に計52回(1週間に1度)、解析結果をHPに公開した。
原子力災害対策指針の改定の検討	原子力災害対策指針に挙げられた課題について検討を行い、検討結果を踏まえ、当該指針の改定案を取りまとめ、平成27年3月、行政手続法に基づくパブリックコメントを実施した。
事業者訓練評価ガイドラインの策定	原子力事業者の事業者防災訓練の取組状況を確認するため、事業者訓練評価ガイドラインとして原子力事業者の総合防災訓練の評価指標案を策定した。
緊急時モニタリング体制の整備	「緊急時モニタリング計画作成要領」、「緊急時モニタリングセンター設置要領」及び「緊急時モニタリングに係る動員計画」を策定する等、緊急時モニタリング体制の充実・強化を行った。 さらに、原子力発電所周辺地域における緊急時モニタリング体制の充実・強化のため、地方放射線モニタリング対策官事務所を新たに茨城県、福井県大飯・高浜地域、愛媛県、佐賀県、及び鹿児島県に設置した。
放射線モニタリング体制の実施	総合モニタリング計画に基づき、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域のモニタリング、全国的な空間線量率等のモニタリング等を実施し、解析結果を、毎週、公表した。 平成26年11月には、IAEA環境研究所の専門家が来日し、原子力規制庁と共同で東京電力福島第一原子力発電所近傍の海水を採取した。IAEA海洋モニタリングの専門家からは、日本のデータは信頼性が高いと評価された。

# 施策目標：原子力災害対策及び放射線モニタリング対策の充実(2/2)

## 【施策の分析】

施策目標である「原子力災害対策の充実」に向け、平成26年度には、原子力災害対策指針について改定案を取りまとめパブリックコメントを実施したほか、原子力事業者の事業者防災訓練に係る取組状況を確認するための評価指標案を策定しており、これらは施策目標の達成に寄与していると考えられる。

また、施策目標である「放射線モニタリングの充実」へ向け、平成26年度は、緊急時モニタリング体制の整備として地方放射線モニタリング対策官事務所の増設を行ったほか、環境モニタリング及び放射線モニタリングを着実に実施した。また、平成26年11月には、IAEA環境研究所の専門家が来日し、原子力規制庁と共同で東京電力福島第一原子力発電所近海の海水を採取した。IAEA海洋モニタリングの専門家からは、日本のデータの信頼性は高いと評価されており、行政事業(海洋環境放射能総合評価委託費等)を活用し、施策を実施することは目標達成に寄与していると考えられる。

## 【次期目標等への反映の方向性】

原子力災害対策及び放射線モニタリング対策の充実は、原子力規制委員会が担う重要な役割の一つであり、今後も施策目標として維持する。

また、測定指標については、現行の施策目標を維持しつつ、平成27年度から本格運用が開始された原子力規制委員会のマネジメントシステムにおける、中期目標及び年度重点計画との整合性を図る。

# 施策目標：核セキュリティ対策及び保障措置(1/2)

目標達成度合いの測定結果：目標達成

判断根拠：以下のすべての測定指標について目標を達成したため。

測定指標	施策の達成状況
核物質防護規定の遵守状況の検査の着実な実施	平成23年度に行った実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の改正によって防護措置の強化が行われたが、その取組状況の事業者への確認、核セキュリティ文化醸成活動の実施状況評価等を重点的に行った。
IPPASミッション受入れに伴う核セキュリティ体制の向上	平成27年2月16日から27日までの間IPPASミッションを受け入れた。 IAEAのミッションチームからは、「日本の核セキュリティ体制、原子力施設及び核物質の核物質防護措置の実施状況は、全体として、強固で持続可能なものであり、また近年顕著に向上している。」との見解が示された。
国際原子力機関(IAEA)が公表する保障措置実施報告書における評価	IAEAが2014年に行った保障措置活動についてとりまとめた「2014年版保障措置声明」において、我が国は、平成15年(2003年)以降継続して「全ての核物質が平和的活動の中にとどまっている(拡大結論)」との評価を得た。

# 施策目標：核セキュリティ対策及び保障措置(2/2)

## 【施策の分析】

施策目標である「核セキュリティ対策の強化」に向け、核物質防護検査を着実に実施している。IPPASのミッションチームからも「日本の核セキュリティ体制、原子力施設及び核物質の核物質防護措置の実施状況は、全体として、強固で持続可能なものであり、また近年顕著に向上している。」との見解が示され、平成26年度に核セキュリティを脅かすような事案は特段発生していないことから、行政事業(原子力発電施設等核物質防護対策等)を活用し施策を実行することは施策目標の達成に寄与していると考えられる。

さらに、施策目標である「保障措置の着実な実施」に向け、平成26年度は、保障措置活動を行った結果、平成15年以降平成26年まで継続して「全ての核物質が平和的活動の中にとどまっている(拡大結論)」との評価を得ており、行政事業(保障措置環境分析調査委託費等)を活用し施策を実行することは施策目標の達成に寄与していると考えられる。

## 【次期目標等への反映の方向性】

核セキュリティ対策の強化及び保障措置は、原子力規制委員会が担う重要な役割の一つであり、今後も施策目標として維持する。

また、測定指標については、現行の測定指標を維持しつつ、平成27年度から本格運用が開始された原子力規制委員会のマネジメントシステムにおける、中期目標及び年度重点計画との整合性を図る。